

解除権の行使 宅建 H05-07-3 《#506》

【問】 正誤をつけよ。

Aがその所有する土地建物をBに売却する契約をBと締結したが、その後Bが資金計画に支障を来し、Aが履行の提供をしても、Bが残代金の支払いをしないため、Aが契約を解除しようとしている。Aは、Bに対して契約を解除したときは、その後これを撤回することはできない。

【答え】 正しい

《ポイント》 解除権の行使

1 契約又は法律の規定により当事者の一方が**解除権**を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

⇒ **解除**によって、その**契約が初めから存在しなかった**と同様の状態に戻す

2 前項の意思表示は、**撤回することができない**。（民法 540 条）

⇒ 制限行為能力・錯誤・詐欺・強迫を理由に、解除の意思表示の取消しは可能